

第12回独立行政法人農林漁業信用基金漁業災害補償関係業務運営委員会 議事概要

1 日時及び場所

- (1) 日時 令和3年9月14日(火)13時00分～14時20分
- (2) 場所 東京都港区愛宕2-5-1 愛宕グリーンヒルズMORIタワー28階
農林漁業信用基金 大会議室

2 出席者

※ 新型コロナウイルス感染症に伴う緊急事態宣言下において、東京都が緊急事態措置の実施地域となっていることから、信用基金側出席者と運営委員会の委員長以外の委員及びオブザーバーはウェブ会議形式での参加であった。

(1) 運営委員

出 資 者：古寺委員、成田委員、畠山委員、本多委員

学識経験者：市川委員、竹田委員、山下委員（出資者・学識経験者別 五十音順）

(2) 信用基金

今井理事長、森島副理事長、深水総括理事、小林理事、廣山理事

(3) オブザーバー（主務省）

神田水産庁漁政部漁業保険管理官

3 提出議案

(1) 審議事項

独立行政法人農林漁業信用基金の農業保険関係業務及び漁業災害補償関係業務に関する業務方法書の変更等について

(2) 報告事項

- ①令和2年度の業務の実績に関する評価について
- ②令和2年度の決算について

(3) その他

4 議事経過の概要及びその結果

上記3(1)の議案について信用基金から説明がなされた後、審議が行われ、原案どおり承認された。また、3(2)において信用基金から資料に沿って説明がなされた。最後に3(3)その他において、各委員から、共済組合での財務面での特徴的な動きや最近の漁業の被害状況等について情報提供がなされた。

運営委員からの主な発言等は以下のとおり。

【発言等】

(1) 審議事項

(質疑はなく、原案のとおり承認。)

(2) 報告事項

(質疑なし)

(3) その他

- 令和3年度の上期においては、モジャコ（ブリの稚魚）の不漁や価格の下落による養殖尾数の減少などにより養殖共済の加入が減少している。一方で、共済金の支払については、新型コロナウイルスの感染拡大による魚価安や不漁の影響により、既に前年同期比で2倍となっており、今後も多額の共済金の支払いが見込まれる。
- 漁業者への共済金支払は、漁業経営の命綱であり、今後とも早期の支払いがなされるためには、信用基金の再共済金支払原資に対する貸付が極めて重要である。今後とも円滑に共済金の支払ができるよう、信用基金には対応をお願いしたい。 以上